

○課程博士論文刊行に関わる選考及び出版助成に関する内規施行細則

平成20年4月23日

改正 令和3年9月22日

第1条 課程博士刊行に関わる選考及び出版助成に関する内規に基づき、本施行細則を定める。

第2条 大学は、大学院が助成を決定し、執筆者が国内の出版社（以下「出版社」という。）あるいは国内の印刷会社（以下「印刷会社」という。）との契約を締結して、定められた期間内に出版された成果物の直接経費について、第3条に定める額を、第7条に従い助成する。

2 前項の直接経費は、組版代、製版代、印刷代、製本代及び消費税とする。

3 印刷会社との契約を締結する場合は、複数の見積書を徴するものとし、このうち1社については大学が指定する業者とする。

第3条 助成金は、1件につき80万円とする。

第4条 出版助成に採択された者は、所定の申請書に出版社又は印刷会社との契約書（第7条第1項に定める納期を確約したもの）、及び見積書、論文原稿（写）を添えて、7月15日（休日の場合は、その前日）までに大学院事務課を経て学長に申請する。

第5条 本助成金を受けた成果物は、「國學院大學課程博士論文出版助成金」の交付を受けた出版物である旨を明記する。

第6条 大学は、契約に基づく成果物が出版されたことを確認した後、助成金を出版社又は印刷会社に支出する。なお、成果物10部を大学に献本するものとする。

第7条 成果物は、当該年度2月末日までに出版するものとする。出版できない場合は、助成を行わない。

2 前項の期日までに出版延期の申し出があるものについて、調査の結果、当該年度内に確実に出版が認められると大学が判断した場合は、3月末日までの延長を認め助成することができる。

3 出版を辞退する場合、又は期日までに出版が見込めない場合には、助成を受ける者は、すみやかに学長に届け出なければならない。届出に基づき、大学は助成を行わない。

第8条 この施行細則の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。